

女性労働問題研究会

2023 年度総会議案

2023 年 9 月 18 日

目 次

I	2022 年度活動報告（案）	2
1	運営	2
2	研究活動の企画と会誌の編集	2
3	研究会誌の発行・企画編集委員会	3
4	会の活性化にむけて	4
5	2022 年度活動日誌	6
6	2022 年度会計報告	7
	2022 年度特別会計決算報告・第 37 回女性労働セミナー収支報告	8
7	2022 年度会計監査報告	8
II	2023 年度活動方針（案）	9
1	はじめに	9
2	運営	9
3	研究活動の企画と会誌の編集	10
4	研究会誌発行・企画編集委員会	10
5	会の活性化にむけて	11
6	その他	11
IV	役員・会計監査・スタッフの承認	11
III	2023 年度一般会計予算（案）	12
	2023 年度特別会計予算（案）・第 38 回女性労働セミナー収支予算（案）	13
	【別紙 1】会誌保管状況	13
	【別紙 2】女性労働問題研究会規約	14
	役員選挙規定	16

I 2022 年度活動報告(案)

1 運営

(1) 総会・臨時総会

昨年に引き続き 2022 年度の総会は、新型コロナウイルス感染拡大により、「書面表決」となった。返信はがき 66 通とメールで 2 件の投票があり、議案は賛成多数ですべて承認された（「女性労働通信」No. 69 で報告）。

その後、役員改選に先立ち、役員任期等を定める当研究会の規約改正が必要となり、2023 年 3 月 5 日（日）14 時よりオンラインで臨時総会を開催した。規約改正では、役員任期はポスト単位でみて連続最大 3 期を超えないこと、常任委員会の構成メンバーを企画編集委員および総務財政委員まで広げること、役員選出にあたって役員選考委員会を設けることが、賛成多数で承認された。オンラインでの参加は 13 人（申し込み 16 人）、委任状提出は 49 人で、合わせて計 62 人が議決権を行使した（「女性労働通信」No. 71 で報告）。

(2) 常任委員会及び拡大常任委員会活動

常任委員会（代表・副代表・副代表補佐の 5 名に、②はオブザーバー 1 名が参加、③以降、規約改正により常任委員 4 名を加え 9 名で構成）は、6 回（①2022 年 10 月 21 日、②同 11 月 14 日、③2023 年 4 月 10 日、④同 5 月 6 日、⑤同 5 月 13 日、⑥同 8 月 11 日）をすべてオンラインで開催した。拡大常任委員会（10 名）は、2 回（①2022 年 12 月 23 日、②2023 年 8 月 21 日）をすべてオンラインで開催した。

会の活動としては、『会誌』発行と並行して、研究例会 1、研究例会 2、女性労働セミナー企画を展開してきた。(1) 研究例会 1 の Zoom 開催では、報告が中断するトラブルが生じ、今後のトラブル回避の教訓となった。(2) 研究例会 2 は「公開」にして幅広く参加者を募った。(3) 第 37 回女性労働セミナーは、当初対面開催を予定していたが、コロナ禍の影響で zoom 開催に変更し、参加費無料で行った。~~4 年ぶりの会場開催となった女性労働セミナーにおいては、より多くの人が参加できるよう、会場参加に加えて Zoom 参加ができるハイブリッド形式とし、また、財政上活動資金を確保する観点から参加費を徴収することになった。~~(4) これらの活動の案内と事後報告を載せる「女性労働通信」の編集では、企画段階でのスケジュール調整との兼ね合いがあり、担当者間の連携を密にして進めるよう努めた。

2 研究活動の企画と会誌の編集

(1) 女性労働セミナー

第 37 回女性労働セミナーは 2022 年 9 月 24 日（土）オンライン開催した。主題は「新しい資本主義」とケアワーカー — 女性の賃金の視点から。

基調報告は大沢真理さん（東京大学名誉教授）「ジェンダー視点で斬る『新しい資本主義』」、山根純佳さん（実践女子大学教授・会員）「介護労働者の賃上げと『新しい資本主義』」の 2 本。

現場からの報告は澤村直さん（全国福祉保育労働組合中央本部書記長）の「保育労働者の賃上げは国民的課題」、伊藤みどりさん（ホームヘルパー国家賠償訴訟原告・ホームヘルパー・会員）の「ホームヘルパー崩壊の危機と賃上げの課題」。コメンテーターの後藤道夫さん（都留文科大学名誉教授・会員）が「女性の低賃金構造をどう見るか」について講演した。

参加者 207 人。詳しい報告とアンケート結果は、『女性労働研究』第 67 号、「女性労働通信」No. 70 に掲載している。

(2) 研究例会 1

5月21日(日)、研究例会1をオンライン開催した。伊藤セツさん(昭和女子大学名誉教授・会員)が、「日本における100年—『国際女性デーの世界史』を書くプロセスで分かったこと—」をテーマに講演した。主な内容は国際女性デーの歴史、2023年の新たな経験4点、研究を進めていて今感じていることについて。

続いて、「国際女性デーサブ研究会」メンバー10人の内、6人の会員(粕谷美砂子、斎藤悦子、中野恭子、橋本宏子、由比ヶ浜直子、本間重子：発言順・敬称略)からサブ研活動の感想を聞いた。

また、例会の途中Zoomトラブルが発生し、閉会挨拶予定の福島さんもZoom不調で、参加出来なかった。参加者は42人。詳しい報告とアンケート内容は「女性労働通信」No.72に掲載している。

(3) 研究例会 2

より多くの方が参加出来る様にとの意見から公開研究例会2として7月30日(日)オンライン開催した。北明美さん(福井県立大学名誉教授・会員)が、「子育て支援策の歪曲とそのゆくえ—児童手当の『こども保険』化&『こども金庫』構想批判」のテーマで講演した。コメンテーターは広井多鶴子さん(実践女子大学教授)にお願いした。参加者35人。詳しい報告は「女性労働通信」No.73(10月末発行)に掲載予定である。

(4) サブ研究会・地域活動

1) 女性労働年表サブ研究会

女性労働年表サブ研究会は『女性労働研究』に「女性労働この一年」という年表を掲載している。原稿確認はZoom開催4回、あとはメールで行った。原稿作成前の打ち合わせは実現出来なかった。

2) 北海道ジェンダー研究会

①憲法カフェ7：テーマ「『困難な問題を抱える女性支援法』ってなあ〜に？」

講演「ジェンダー平等社会の実現に向けて『困難な問題を抱える女性支援法』の成立と課題」
講演者 近藤恵子さん(NPO法人全国女性シェルターネット理事、NPO法人女のスペースおん・代表理事)、コメンテーター 辻 智子さん(NPO法人CAN理事・北海道大学教員)
(「女性労働通信」No.70で、川名早苗(北海道ジェンダー研究会会員)が報告)。

②隔月で読書会を開催。

3 研究会誌の発行・企画編集委員会

(1) 『女性労働研究』第67号を2023年3月31日、すいれん舎から発行した。2022年9月の第37回女性労働セミナーのテーマを「賃金と『新しい資本主義』ケア労働」として特集した。大沢真理さんの「ジェンダー視点で斬る『新しい資本主義』—一周遅れから大逆走へ—」、他報告4本とコメント1本を収録。それ以外の記事の内容構成は第66号と同様であるが、書評・読書案内では数多くの紹介が出来た。

編集委員は5名、スタッフ4名(うち新規1名)で編集を行った。

(2) 第1回企画編集委員会(1月24日)

1) 第67号編集作業の現状報告

『女性労働研究』第67号の作業状況、初校の戻り順調。タイトル・サブタイトル・帯コピーの確定を行う。

2) 企画編集委員会メンバーの仕事の区分の確認

編集作業の中で、どこまで校閲を行うか、字数オーバーの対応などを話し合う。

(3) 第2回企画編集委員会 (3月24日)

1) 研究例会1について

伊藤セツさんに講演を依頼。国際女性デーサブ研究会メンバーの方々にもコメントをお願いする。

2) 研究例会2について

少子化、女性の過労死、これ以外のテーマも検討する。

3) 編集作業を終えて反省と今後の問題

編集作業の一連の流れを可視化する。書評、読書案内の対象書籍について、書籍発行日の締めきりをいつにするか、検討する。

(4) 第3回企画編集委員会 (6月18日)

1) 女性労働セミナーについて

(仮)「女性の過労死はなぜ見えないのか～〈女性活躍〉の陰で」概要を決める。基調報告は石井まことさん、パネリスト4人は確定。

セミナー終了後に総会を開催。

2) 『女性労働研究』第68号企画内容を検討。

4 会の活性化にむけて

(1) 交流の場の活用

「女性労働通信」は4回 (No. 69=2022年10月10日、No. 70=2023年1月25日、No. 71=同4月25日、No. 72=7月25日) 発行した。定期的に発行することが会員への信頼につながっていくことから、会報の役割は重要である。

メーリングリストは会員同士の積極的な情報交換のツールとして活用された。

(2) 情報の迅速な発信

ホームページ(HP)はイベントなどの情報を迅速に更新した。セミナーや研究例会1・2などのとりくみによりアクセスも増えている。会のとりのくみを迅速に伝える役割は重要である。

(3) 会員の現状

新型コロナウイルスが5類に位置付けられたことから徐々にリアル開催の機会が増えつつあるが、各種学習会・研究会のリアル参加の機会が限られており、新会員獲得は厳しい状況がつづいている。しかし、セミナーや読者会、研究例会のオンライン開催を契機に、当会への関心も生まれている。また、HPを見て入会する方も出てきており、会員獲得への兆しが見える。しかし、定年退職や高齢化による会員の退会もあり、購読会員への協力(入会など)を呼び掛けることも重要になっている。

現会員数(2023年5月末現在)は、181名(正会員、学生・非正規会員、名誉会員)

2022年度は、入会者2名、退会者3名(2023年6月以降の入会者は含まれない)

購読会員は、大学・図書館・個人を含めて100件である。

①性別			③年代別			②地域別		
	人数	割合(%)		人数	割合(%)		人数	割合(%)
女性	150	83%	20代	0	0%	北海道	11	6%
男性	31	17%	30代	8	4%	東北	1	1%
合計	181	100%	40代	17	10%	関東	126	68%
			50代	37	21%	甲信越	3	2%
			60代	32	17%	中部	10	6%
			70代	40	22%	関西	15	9%
			80代以上	11	6%	四国	5	2%
			不明	36	20%	中国	3	2%
			合計	181	100%	九州・沖縄	7	4%
						合計	181	100%

(4) 財政について

事務委託（毎日学術フォーラム）については、順調に進められた。コロナ禍の下で、「女性労働セミナー」や「研究例会1」、「研究例会2」などがオンラインで行われ、会誌等の広報・販路の機会が減少のためか、会誌の販売が昨年と比べて大幅に減少した。

会費の長期未納者からまとまった納入があった。

第37回女性労働セミナーの開催に当たり、カンパが寄せられ支出補填が出来た。

総務財政は、会費や会誌の販売などの管理や「女性労働通信」の発行、メーリングリスト(ML)・HPの管理など会員をつなぐ役割がある。メールを活用し、連携を図ることで、スムーズな運営ができた。また、オンラインの活用により役員が首都圏に限定せず、全国に展開ができる。

(5) 他団体との連携

1) 社会政策関連学会協議会

- ・2023年3月25日「社会政策としての住宅政策と居住福祉に関わる実践の関わりを問う一英・独・日の歴史から」を実施した。
- ・包摂的社会政策に関する多角的検討分科会シンポジウム公開シンポジウム「社会的包摂ビジョン：孤独・孤立を越える」（8月5日オンライン開催）を後援した。
- 2) 「公務非正規女性全国ネットワーク」（はむねっと）のとりくみに協力。
- 3) 「三権の不作为を問う！選択的夫婦別姓を求める院内集会」（3月8日、NPO法人mネット・民法改正情報ネットワーク）への団体賛同。
- 4) 女性差別撤廃条約実現アクションの全体会議や「杉田水脈議員の総務政務官任命に抗議し、撤回を求めます」のとりくみに賛同した。

(6) 役員選考委員会

池田資子、石田好江、粕谷美砂子、小島八重子（委員長）、村尾祐美子の5名で、役員選考委員会をオンラインで3回（6月21日、8月2日、8月15日）行った。

5 2022 年度活動日誌

研究会の主な活動日誌(2022年9月～2023年9月)

㊦はオンライン開催

月	主な活動	委員会等
9	<ul style="list-style-type: none"> ・㊦第37回女性労働セミナー(9/12) テーマ:『新しい資本主義』とケアワーカー ・2022年度 総会(9/30): 書面表決 	
10	<ul style="list-style-type: none"> ・「女性労働通信」No.69 発行(10/10) 	㊦第1回常任委員会(10/21)
11	<ul style="list-style-type: none"> ・北海道ジェンダー研究会:「憲法カフェ7」(11/11) 	㊦第2回常任委員会(11/14)
12		㊦第1回拡大常任委員会(12/23)
1	<ul style="list-style-type: none"> ・「女性労働通信」No.70発行(1/25) 	㊦第1回企画編集委員会(1/24)
2		
3	<ul style="list-style-type: none"> ・『女性労働研究』第67号『ケア労働者の働き方と賃金』発行(3/31) ・㊦臨時総会オンライン:規約改正(3/5) 	㊦第2回企画編集委員会(3/24)
4	<ul style="list-style-type: none"> ・「女性労働通信」No.71発行(4/25) 	㊦第3回常任委員会(4/10)
5	<ul style="list-style-type: none"> ・㊦「研究例会1」(5/21) テーマ:「日本における100年—『国際女性デーの世界史』を書くプロセスで分ったこと」 	㊦第4回常任委員会(5/6)
6		㊦第3回企画編集委員会(6/18) ㊦第1回役員選考委員会(6/21)
7	<ul style="list-style-type: none"> ・㊦「研究例会2」(7/30) テーマ:「子育て支援策の歪曲とその行方—児童手当の『こども保険』化&『こども金庫』構想批判」 ・「女性労働通信」No.72 発行(7/25) 	㊦第5回常任委員会(7/14)
8		㊦第2回役員選考委員会(8/3) ㊦第6回常任委員会(8/11) ㊦第3回役員選考委員会(8/15) ㊦第2回拡大常任委員会(8/21)
9	<ul style="list-style-type: none"> ・第38回女性労働セミナー(9/18) テーマ:「女性の過労死はなぜ見えないのか～〈女性活躍〉の陰で」 	

6 2022年度会計報告

2022年度 一般会計決算報告(案)				
2022.6.1~2023.5.31				
収入				
項目	2022年度予算(A)	2022年度決算(B)	差引額(B)-(A)	備考
会費	1,170,000	1,218,000	48,000	147人分(内正会員120人×8000円、1人×24000円、2人×16000円、1人×32000円、1人50000円/非正規・学生21人×5000円、1人15000円)
会誌販売代金	500,000	251,750	-248,250	購読会員(81件)と会誌販売
事業費等	50,000	0	-50,000	研究例会オンラインのため収入なし
銀行利息	5	4	-1	
寄付金	100,000	39,500	-60,500	女性労働セミナー他カンパ等
収入小計	1,820,005	1,509,254	-310,751	
前年度繰越金	1,005,308	1,005,308	0	
合計	2,825,313	2,514,562	-310,751	
支出				
項目	2022年度予算(A)	2022年度決算(B)	差引額(A)-(B)	備考
研究会誌費	920,000	915,000	5,000	すいれん舎(500部)、原稿料等
印刷費	20,000	9,170	10,830	通信・総会資料・会計整理等コピー・用紙、印刷代
会議費	30,000	5,550	24,450	各委員会交通費・会場費、総会書面採決用はがき
通信費	40,000	33,090	6,910	郵送代(総会返信用はがき)・宅急便代(業務委託分除く)
事務用品費	10,000	25,362	-15,362	木製判子作成、文房具用品、通信・総会資料用用紙等
人件費	10,000	0	10,000	アルバイト賃金
編集委員会費	20,000	20,510	-510	翻訳、67号正誤表送付はがき代、読書案内用書籍購入代
事務委託費	600,000	573,003	26,997	毎日学術フォーラム業務委託料(12か月分)
サブ`研地域活動費	40,000	20,000	20,000	地域活動(北海道)、サブ研(年表)等
ホ-ムへ`-シ`関連費	40,000	31,330	8,670	プロバイダー使用料、ドメイン料、ZOOM契約料
研究活動費	150,000	70,000	80,000	セミナー収支は別表参照、研究例会等の費用
予備費	80,000	0	80,000	
手数料	2,000	2,102	-102	
雑費	15,000	15,000	0	SCJ社会政策関連学会協議会会費(10000円)、通信外部執筆者謝礼(1000円×5人)
支出小計	1,977,000	1,720,117	256,883	
次年度繰越金	848,313	794,445	53,868	
合計	2,825,313	2,514,562	310,751	

2022年度 特別会計決算報告(案)

2022.6.1～2023.5.31

収入		支出	
前年度繰越金	2,297,301	次年度繰越金	2,297,378
利息	77		
合計	2,297,378	合計	2,297,378

第37回女性労働セミナー★オンライン収支報告

2022年9月24日実施

収入			支出		
項目	金額(円)	摘要	項目	金額(円)	摘要
研究活動費	38,710	セミナー分として一般会計から	講師謝金	70,000	7人分
参加費	0	オンラインのため参加費無料	事務経費	5,210	チラシ印刷代
カンパ	36,500	5人から			
合計	75,210		合計	75,210	

7 2022年度会計監査報告

会計監査報告

女性労働問題研究会
代表 竹信 三恵子 様

2022年度会計監査を実施した結果、下記の通り報告します。

- 1 監査期間 2022年6月1日～2023年5月31日
- 2 実施年月日 2023年8月5日
- 3 実施場所 かながわ県民センター702ミーティングルーム
- 4 立会人 (会計担当) 小島八重子 本山 文子

- 5 監査結果
関係領収書綴、振込通知書、預金通帳、現金等を確認、監査しました。
会計は、明瞭に整備され、適正に実施されていることを確認しました。

付帯意見

2023年8月5日

会計監査

木村敦子
森谷久子

II 2023 年度活動方針(案)

1 はじめに

2022 年度は、新型コロナが 2 類から 5 類に移行し、事実上の収束宣言の形になった。だが、感染はなお再拡大の兆しを見せ、「女性不況」とも呼ばれるほどの女性非正規の大量失職を引き起こした構造も、下記のように、改善には程遠い。

まず、いまなお、コロナ禍前の経済状態に戻れていない女性は少なくない。働く女性の過半数は非正規であり、非正規の 7 割は女性だ。パート女性を中心に、コロナ禍の中ではシフト減らしや、休業手当が支払われないが、相次ぎ、「夫がいるから大丈夫」という「夫セーフティネット」論の名の下に放置されてきた、非正規女性の労働セーフティネットの不在が露呈した。

非正規女性の賃金は「家計補助」とされ、賃上げの対象外と思える扱いを受けてきたが、男性の賃金の低下にともない、NHK と労働政策研究・研修機構の共同研究（2020 年 11 月調査）では、妻が正規女性の場合、世帯収入の 4 割、非正規でも 4 分の 1 の比率を占めるようになり、その賃金の喪失は、食費や保育料に大きな影響を与えることも、コロナ禍の下で明らかになった。

いま、非正規労働運動の成果によって最低賃金の引き上げが進み、その賃金は上がる傾向を見せている。だが、これに、ウクライナ戦争やこれまでの円安政策の結果としての激しい物価高が上昇分を吸収し、家賃などの固定費や子どもの教育費は削れないことから食費を下げ、低栄養に陥る母親が目立つことも、2023 年 7 月に NHK でも報じられている。

課題は女性正規労働者にも及んでいる。女性の比率が高い正規職では、歩合制や出来高払いの比率が高く、コロナ禍などの社会変動によって最低賃金すれすれの水準に落ち込む例も目立つ。

また、女性労働者が 7 割強を占める医療・福祉業界での、介護、保育、学童保育など公的なケアを担う女性たちや、女性が 9 割を占める保健師などが、人員削減が続いてきた中で、感染の拡大によって苛酷な労働に強いられただけか、これに報いるだけの報酬の改定も不十分なまま、いまケア業界は深刻な人手不足にさらされている。

住民への相談支援業務を担い、その 4 分の 3 を女性が占める非正規公務員も、2020 年度、1 年有期を固定化・合法化する「会計年度任用職員」が導入され、制度が 3 年目を迎えた 2022 年度には、3 年を上限とする一斉雇止めによって、再任用はあったとしても、雇用不安にさらされ続けている。

物価高や、軍事費の急増と聖域化が公共サービスの予算を一段と圧迫し、有償労働と無償労働の二重負担を背負う働く女性の状況をさらに苛酷化していくことは必至だ。

労働力不足が深刻化する中で、女性や高齢者を労働市場へ引き出そうとする政策は活発だが、これを支える労働者保護は手薄になるばかりだ。こうした状況に接し、女性労働問題研究会の 2023 年 9 月セミナーは、「女性の過労死はなぜ見えないのか～〈女性活躍〉の陰で」をテーマに議論を交わしていくことになった。2023 年度は、女性を労働力として「活用」しようとする一方で、戦争への動きの中で経済的自立や安心を可能にする労働条件の不備を放置、劣化させていこうとする家族と女性への締め付けに対抗し、働く女性の権利と安心を守る研究活動を目指したい。

2 運営

(1) 総会

2023 年度総会は女性労働セミナー終了後に会場で開催する。結果については、「女性労働通信」No.73（2023 年 10 月末発行予定）で報告する。

(2) 常任委員会及び拡大常任委員会活動

運営においては、委員が相互の連携をとり、さらに効率的な運営と役割交代ができるよう努めていく。活動では、従来通り、会誌である『女性労働研究』の発行、それとつながる会員向けイベントである「研究例会」や「女性労働セミナー」の開催を軸とする。広報にあたっては、「女性労働通信」の発行スケジュールに合わせるよう配慮する。研究例会、女性労働セミナーでは Zoom 開催により参加者拡大を図り、会員増加につなげる。また、セミナー参加費の徴収や会誌の販売促進により、財政の健全化を目指す。

3 研究活動の企画と会誌の編集

(1) 女性労働セミナー

第 38 回女性労働セミナーは、2023 年 9 月 18 日にリアル&オンラインで開催する。テーマは「女性の過労死はなぜ見えないのか～〈女性活躍〉の陰で」。

(2) 研究例会 1

『女性労働研究』第 68 号に掲載されたテーマの中から相談の上決定する。開催時期は会誌発行後 2～3 カ月内をめどとする。リアルまたはオンラインの開催を考えている。

(3) 公開研究例会 2

会員の研究の中から時宜に適したものを取り上げる。開催時期は 6 月又は 7 月を予定。リアルまたはオンラインの開催を考えている。

(4) サブ研究会・地域活動

1) 女性労働年表サブ研究会は、従来通り活動する。今期は数カ月おきに Zoom による話し合いを実施したいと考えている。

2) 北海道ジェンダー研究会

①2023 年 11 月女性プラザ祭「憲法カフェ 8」：テーマ（仮）「優生保護法は終焉したのか—産む・産まないを選択できる社会へ」。講師は岡田久美子さん（北海道ジェンダー研究会会員）。

②隔月で『ジェンダーで読み解く北海道社会』の著者解説を中心に、読書会を開催。

3) その他 新しいサブ研の掘り起こしを行う。会員への呼びかけを「女性労働通信」で行う。

4 研究会誌発行・企画編集委員会

『女性労働研究』第 68 号は従来通り、すいれん舎から発行する。発行予定は 2024 年 3 月末。特集 1 は 2023 年 9 月 18 日開催のセミナーの内容「女性の過労死はなぜ見えないのか～〈女性活躍〉の陰で」とする。特集 2 は「少子化を考える」として公開研究例会 2 の報告に論文 2 本を加えて構成する。

会員の研究テーマや取り組んでいる問題を会誌に反映する。地域からの会員の声「ニューズレター」には、多くの会員が登場できるようにしてきたが、地域だけでなく、新たに会員となった方の紹介を兼ねて執筆をお願いする。

企画編集委員会の開催はオンライン方式で行う。しかし、編集作業の段階では対面での会議も何とか実施し、すいれん舎の編集担当者との意見交換などを行いたい。

会誌の販売は購読会員の拡大を引き続いて行う。また、ホームページに論文の一部を掲載する方式の宣伝も継続する。

5 会の活性化にむけて

(1) 交流の場の活用

- 1) 総会、セミナー、研究例会などの機会をとらえ、交流をはかる。リアル開催ができない場合もあるので、オンラインを活用した交流方法を工夫する。例えば、会員の関心のあるテーマを取り上げ、自由に意見交換できる会員交流会のようなもの。
- 2) 「女性労働通信」は年4回発行し、女性労働問題に関する情報や会員の多様な専門性を生かした活動紹介、会員紹介など充実をはかる。
- 3) メーリングリストなどを通じて、会員相互の情報・交流をすすめる。また、2020年7月作成の名簿を随時見直し充実させる。
- 4) 女性労働に関する関連団体との連携、会員個人が所属する会等との連携をはかる。

(2) 女性労働関連情報の迅速な発信（HPやSNSの活用）

- 1) 働く女性たちの労働権を守るための指標となる女性労働関連の情報発信等の充実に努力する。
- 2) メーリングリストの整備と活用をすすめる。

(3) 会員拡大

会の目的（ジェンダー平等、女性解放をめざし女性労働問題、女性問題を科学的に解明する研究など）を多くの研究者や労働者に広め、会員増を図る。特に現役世代の会員増を追求する。

(4) 財政について

会の活動の維持と発展及び役員の事務負担の軽減のために、引きつづき事務委託を継続する。そのためには財政の安定的な確保は重要な課題である。今後は、情勢を的確にとらえた企画等を工夫し、研究会誌の広報・販路の拡大、セミナーの事業化などをすすめる。また、必要に応じて、賛助金・寄付の募集を行う。

(5) 他団体との連携

1) 社会政策関連学会協議会

社会政策関連学会協議会主催のシンポジウムについて、場所・テーマについて、企画チームを作って検討中である。

- 2) 「公務非正規女性全国ネットワーク」（はむねっと）などのとりくみと連携する。
- 3) 女性差別撤廃条約実現アクションのとりくみと連携する。

6 その他

社会政策関連学会協議会 担当 金井郁

IV 役員・会計監査・スタッフの承認

女性労働問題研究会規約及び役員規定に基づき役員選挙を実施した。役員・会計監査・スタッフについては、総会で承認を得ることになる。

総会当日に配布する役員選挙結果及び会計監査・スタッフ名簿に基づき総会で承認する。

Ⅲ 2023年度一般会計予算（案）

2023年度 一般会計予算(案)				
2023.6.1～2024.5.31				
収入				
項目	2023年度予算(A)	2022年度予算(B)	前年対比額(A) - (B)	備考
会費	1,170,000	1,170,000	0	(8000円×140+5000円×34)×0.9
会誌販売代金	500,000	500,000	0	購読会員と会誌販売
事業費等	200,000	50,000	150,000	セミナー(参加費:1000円×135人、学生500円×15人)×0.8、読者会、研究例会等
銀行利息	5	5	0	
寄付金	100,000	100,000	0	女性労働セミナー他カンパ等
収入小計	1,970,005	1,820,005	150,000	
前年度繰越金	794,445	1,005,308	-210,863	
合計	2,764,450	2,825,313	-60,863	
支出				
項目	2023年度予算(A)	2022年度予算(B)	前年対比額(A) - (B)	備考
研究会誌費	920,000	920,000	0	すいれん舎(500部)、原稿料等
印刷費	20,000	20,000	0	通信・総会資料・会計整理等コピー・用紙、印刷代
会議費	30,000	30,000	0	各委員会交通費・会場費
通信費	40,000	40,000	0	郵送代(総会返信用はがき)・宅急便代(業務委託分除く)
事務用品費	10,000	10,000	0	文房具用品、通信・総会資料用紙等
人件費	10,000	10,000	0	アルバイト賃金
編集委員会費	20,000	20,000	0	交通費、翻訳、事務、会場費等
事務委託費	600,000	600,000	0	毎日学術フォーラム業務委託料(12か月分)
サブ研地域活動費	40,000	40,000	0	地域活動(北海道)、サブ研(年表)等
ホ-ムペ-ジ`関連費	40,000	40,000	0	プロバイダー使用料、ドメイン料、ZOOM契約料
研究活動費	200,000	150,000	50,000	セミナー、研究例会等の費用
手数料	2,000	2,000	0	振込手数料等
雑費	15,000	15,000	0	SCJ社会政策関連学会協議会会費、はむねっと等賛助金、その他
予備費	80,000	80,000	0	
支出小計	2,027,000	1,977,000	50,000	
次年度繰越金	737,450	848,313	-110,863	
合計	2,764,450	2,825,313	-60,863	

2023年度 特別会計予算（案）

2023.6.1～2024.5.31

収入		支出	
前年度繰越金	2,297,378	次年度繰越金	2,297,378
利息	0		
合計	2,297,378	合計	2,297,378

第38回女性労働セミナー予算(案)			2023年9月18日実施		
収入			支出		
項目	金額(円)	摘要	項目	金額(円)	摘要
研究活動費	15,000	セミナー分として一般会計から	講師謝金	120,000	7人分(交通費含む)
参加費	120,000		会場費	70,000	全労連ホール9時～17時
寄付	100,000		事務経費	45,000	交通費・事務用品等、チラシ印刷代、郵送代等
			アルバイト賃金	20,000	2人分
合計	235,000		合計	235,000	

【別紙1】 会誌保管状況（2023年8月1日現在）

『女性労働研究』在庫一覧(2023年8月現在)									
号	毎日	合計	号	毎日	合計	号	毎日	小島	合計
1	0	0	28	1	1	54	13	9	22
2	0	0	29	1	1	55	17	10	27
3	0	0	30	0	0	56	148	12	160
4	0	0	31	1	1	57	21	10	31
5	0	0	32	1	1	58	30	17	47
6	0	0	33	1	1	59	102	4	106
7	0	0	34	0	0	60	39	19	58
8	0	0	35	0	0	61	104	24	128
9	1	1	36	1	1	62	112	13	125
10	1	1	37	0	0	63	137	10	147
11	0	0	38	1	1	64	38	67	105
12	0	0	39	0	0	65	36	93	129
13	1	1	40	7	7	66	43	84	127
14	0	0	41	9	9	67	45	136	181
15	0	0	42	6	6				
16	0	0	43	8	8				
17	0	0	44	9	9				
18	0	0	45	6	6				
19	0	0	46	5	5				
20	1	1	47	4	4				
21	1	1	48	9	9				
22	1	1	49	5	5				
23	0	0	50	2	2				
24	1	1	51	21	21				
25	0	0	52	7	7				
26	1	1	53	12	12				
27	1	1							
小計	9	9		117	117	小計	885	508	1,393
						合計	1011	508	1519

* 毎日は、事務委託先で保管分。小島は、総務財政担当宅で保管分。

【別紙2】女性労働問題研究会規約

第1章 名称および事務局

第1条(名称) この会は、女性労働問題研究会 (Society for the Study of Working Women 略称=SSWW) という。

第2条(所在地) この会は、事務局を〒100-0003 東京都千代田区一ツ橋 1-1-1 パレスサイドビル株式会社毎日学術フォーラムにおく。Tel. 03-6267-4550

第2章 目的および活動

第3条(目的) この会は、ジェンダー平等、女性解放をめざし女性労働問題、女性問題を科学的に解明する研究を目的とする。

2. 研究においては、現存する女性労働の実態に基づいた考察と研究、検証と会員相互の自由でリスペクトのある意見交換を基本とし、ジェンダーの視点と会員の多様性を尊重した活動により、生涯をとおしたエンパワーメントをめざす。

第4条(活動) この会は、次の活動を行なう。

- ① 女性労働セミナー、例会、読者会、サブ研究会などの開催
- ② 研究会誌(年1回)の発行
- ③ その他、目的達成に必要なこと

第3章 会員

第5条(入会) この会の目的に賛同し入会を希望する者は、会員1名の推薦をえて入会申込書を提出し、常任委員会の承認を受ける。

第6条(会員) 会員は、次の権利を有し、会の運営に協力する義務を負う。

- ① 会員は、例会等に出席し発言、報告、研究発表などを行うことができる。
- ② 会員は、「研究会誌」等に論文、評論などを発表することができる。
- ③ 会員は、会費を納入する義務があり、3年以上の未納者は脱会したものとする。

第7条(名誉会員等) この会に、名誉会員をおくことができる。

第4章 機関

第8条(機関の種類) この会に次の機関をおく。

- ① 総会
- ② 常任委員会

第9条(総会) 総会は議決機関であり、次の機能を持つ。

- ① 活動方針の決定
 - ② 予算および決算
 - ③ 規約の改廃
 - ④ 役員等の承認
 - ⑤ その他重要事項
2. 総会は、年1回とし、必要に応じ臨時総会を開催することができる。
3. 議事は、出席会員の過半数の賛成により決議される。

第10条(常任委員会) 常任委員会は、執行機関として次の機能を持つ。

- ① 総会決議事項の推進
- ② 研究会誌の企画・発行
- ③ 企画編集委員と総務財政委員の定数の決定

④ その他必要事項の審議決定

2. 常任委員会は、代表、副代表、副代表補佐、企画編集・総務財政委員で構成する。
3. 常任委員会は、企画編集委員補助スタッフと総務財政委員補助スタッフを必要に応じて委嘱する。委嘱については、常任委員会が推薦し総会の承認を受ける。
4. 常任委員会は、拡大常任委員会（企画編集・総務財政委員補助スタッフを含む）を必要に応じて開催する。
5. 常任委員会は、役員改選の6か月前に役員選考委員会を設けるものとする。役員選考委員会は常任委員（若干名）と常任委員以外の会員（若干名）で構成する。常任委員会は常任委員以外の役員選考委員を推薦し委嘱する。

第5章 役員

第11条(役員) この会に次の役員をおく。

- ① 代表1名
 - ② 副代表2名
 - ③ 副代表補佐2名
 - ④ 企画編集委員 若干名
 - ⑤ 総務財政委員 若干名
2. 役員は、役員選挙規定にもとづいて選出し総会の承認を受ける。
 3. 役員の任期は、2年1期とし再任を妨げない。ただし、一つのポストにつき、連続3期を超えることはできない。
 4. この会は、会計監査を2名おく。常任委員会の推薦により総会の承認を受ける。

第12条(職務) 役員の職務は次のとおりとする。

- ① 代表は研究会を代表し、活動を統轄する。
- ② 副代表及び副代表補佐は、企画編集担当と総務財政担当とする。
- ③ 企画編集委員は、必要な業務を行う。
- ④ 総務財政委員は、必要な業務を行う。

第6章 会計

第13条(財政) この会の運営は、会費、事業活動、寄附金及びその他の収入をもって充てる。

第14条(会費) 会費は、年間8000円とする。なお、非正規雇用者、学生は5000円とする。

第15条(会計年度) この会の会計年度は、6月1日から5月31日までとする。

(付則)

この規約は2022年度総会から施行する。ただし、役員選挙についてはこの限りではない。

- 1 1983年12月15日総会で決定
- 2 1990年12月15日総会で一部改正
- 3 1994年12月10日総会で一部改正
- 4 1995年12月16日総会で一部改正
- 5 1996年12月14日総会で一部改正
- 6 1998年12月12日総会で一部改正
- 7 2000年8月26日総会で一部改正
- 8 2005年9月10日総会で一部改正
- 9 2007年4月1日臨時総会で一部改正

- 10 2008年8月2日臨時総会で一部改正
- 11 2010年8月28日総会で一部改正
- 12 2013年8月4日総会で一部改正
- 13 2018年9月9日総会で一部改正
- 14 2019年3月21日臨時総会で一部改正
- 15 2023年3月5日臨時総会で一部改正

《役員選挙規定》

第1条 役員選挙等、会員の全員投票を行うための選挙管理委員会を設ける。

2. 選挙管理委員は、常任委員会が会員5名を限度として委嘱する。

第2条 役員の改選は原則として2年を1期として2年毎に行う。

第3条 改選される役員は、常任委員会が推薦する役員候補者名簿によって、会員全員の信任投票により選出される。

第4条 信任は有効投票総数の過半数を要する。

第5条 この規定に疑義の生じた場合は、常任委員会にはかり検討する。

第6条 この規定の改廃は、常任委員会の議決を必要とする。

- 1 1995年12月16日 「運営委員選挙規定」制定
- 2 2005年9月10日 一部改正
- 3 2019年3月21日 臨時総会で「役員選挙規定」に改定
- 4 2021年8月24日 一部改正